平成２６年（フ）第１１７８号
福岡市博多区東月隈４丁目５番８―104号
債務者　森田　勝利
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６８号
山梨県韮崎市中島１丁目12番29　古旗アパート３号
債務者　宮沢　公男
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
山梨県北杜市長坂町大八田6200番地11
債務者　小林　文江（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
山梨県甲府市城東５丁目５番８号　保坂アパートＡ―Ｃ号
債務者　朝比奈博美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
東京都葛飾区小菅１―35―１―Ａ　東京拘置所、住民票上の住所山梨県甲斐市富竹新田1102番地６
債務者　髙石　　良
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
大分市大字羽田256番地の１タンネンバウム２Ａ
債務者　村山　愼二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１５５号
静岡県富士市宇東川東町10番30―４号
債務者　高橋　将規
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第８３号
山口県宇部市厚南北４丁目２番６号
債務者　坪井　孝子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１５６号
徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前51番地１モリビル305号、旧住所徳島県徳島市川内町榎瀬624番地の１
債務者　浜口　武志
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
徳島県名西郡石井町石井字石井122番地10吉成マンション中―58号室、旧住所徳島県名西郡石井町石井字石井14番地４　教職員公舎石井団地Ｂ―１―１
債務者　友江　恭子
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
徳島県海部郡海陽町浅川字中川50番地７
債務者　谷原　邦彦
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１６２号
新潟市南区白根ノ内七軒737番地
債務者　佐藤　友子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３３号
愛知県春日井市篠木町７丁目26番地21　プラシードアールⅡ101号
債務者　田中喜代美
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２号
滋賀県東近江市東沖野５丁目20番18号、前住所滋賀県愛知郡愛荘町川久保203番地１
債務者　富田　哲也
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１０４号
滋賀県東近江市聖和町10番12号
債務者　吉岡　春枝
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１０５号
滋賀県蒲生郡日野町大字石原２番地45
債務者　池元　宏行
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市三笠町13番７号　グリンハイツ103
債務者　松井　俊二
1　決定年月日時　平成26年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係